

# 高山本線強化促進同盟会会則

(名 称)

第1条 この会は、高山本線強化促進同盟会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、高山本線の強化を図るため、複線電化、スピードアップ、サービス改善等輸送施設の改良及び増強を促進するとともに、利用者増対策等を推進することを目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、高山本線に関する県、市町村、県・市町村議会、経済団体、観光団体並びに関係者を会員として組織する。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 国等に対する建議陳情
- (2) 東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社への要望及び両会社との協議
- (3) 輸送増強に関する調査研究
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事項

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、愛知、岐阜及び富山三県知事の互選とする。

2 副会長、理事、幹事、監事は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総務する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する副会長がその職を代理する。
- 3 理事は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 幹事は、この会の常務を行う。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 必要がある場合は、第1項の規定に関わらず、役員任期について1年を限度に延長することができる。

(顧問及び参与)

第9条 この会に顧問及び参与を置く。顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催する。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、会長が属する県に置く。

(経費)

第12条 この会の経費は、会員の会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年8月9日から施行する。